

村上地区の申告相談会を開催します

確定申告および市・県民税の申告相談を次のとおり受け付けます。

なお、受け付けできる内容が会場により異なりますので、ご注意ください。

事前申告相談 ＊事前申告期間中の確定申告は還付申告に限ります

会 場	月日(土・日、祝日を除く)	時 間	受け付け内容
市役所本庁 4階大会議室	2月4日(木)～ 2月15日(月)	午前9時～11時30分 午後1時～4時	市・県民税申告 および確定申告(還付)
岩船地域コミュニティセンター (岩船連絡所)	2月4日(木)、5日(金)		
上海府地域コミュニティセンター (上海府連絡所)	2月9日(火)		

期間内申告相談

会 場	月日(土・日を除く)	時 間	地区の指定※	受け付け内容
村上税務署 1階会議室	2月16日(火)～ 3月15日(火)	午前9時～午後4時	地区などの指定は ありません	確定申告
市役所本庁 4階大会議室	2月16日(火)～ 3月15日(火)	午前9時～11時30分 午後1時～4時		市・県民税申告 および確定申告
海府ふれあい広場 (野潟)	3月1日(火)	午後1時～4時	岩ヶ崎・大月 野潟・間島	
上海府地域コミュニティセンター (上海府連絡所)	3月2日(水)	午前9時～11時30分 午後1時～4時	柏尾・早川 吉浦・馬下	
岩船地域コミュニティセンター (岩船連絡所)	3月3日(木)	午前9時～11時30分 午後1時～4時	岩船地区	

※都合により指定日に申告できない人は、期間中の都合の良い日にお越しください

市役所で申告する際の注意事項

◆青色申告の人、分離申告の人(土地や家屋、山林の譲渡、株式の売買、先物取引など)、住宅ローン控除(初めて住宅ローン控除を受ける人、増改築をした人)の申告書は、税務署に提出してください。市役所(本庁・支所)では受け付けをしません。

◆市のホームページからエクセルファイルをダウンロードして市・県民税の申告書を作成できます。
作成した申告書は印刷して郵送または市役所・支所の税務担当窓口へ提出してください。

◆源泉徴収票、各種証明書や収支内訳書の作成、医療費控除の集計などを確認し、当日、忘れないようお願いします。

医療費控除を受ける人は支払先ごとに領収書の合計額を計算し、事業収入(営業、農業)、不動産収入のある人は、あらかじめ事前資料を確認し、作成してからお越しください。

事前資料が作成されていない場合は、会場で資料を作成していただき、再度お待ちいただきますのでご了承ください。

※六斎市の日(2と7のつく日)と市議会の開催日は、市役所駐車場が大変混雑します。これらの日は、循環バスなど公共交通機関や相乗りで来庁されますようお願いいたします

●問い合わせ 税務課市民税係 ☎53-2111(内線221、222)